

泉佐野市住宅総合助成事業要綱

(目的)

第1条 この要綱は、民間住宅に対し予算の範囲内において市が一定の助成を行うことにより、定住の促進をはじめ本市への移住を促進するほか、市場における中古住宅の流通を促進するとともに、泉佐野市地域ポイント事業を通じて、本市の活力に満ちた持続的な発展、及び地域経済の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 専用住宅及び併用住宅をいい、併用住宅にあつては、全床面積に対して住宅部分の床面積が二分の一以上であり、次条に規定する者が居住の用に供する部分をいう。
- (2) 泉佐野ポイントカード「さのぼ」 泉佐野市地域ポイント事業に利用するICカードをいう。
- (3) 地域ポイント 市内の店舗の内、地域ポイント事業へ加盟している店舗（加盟店）で発行及び利用できるポイントをいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかによるものとし、市税に滞納がない者とする。

- (1) 本市内において、自ら居住する住宅を建て替える者。
 - (2) 本市内において、新築住宅を購入し居住する者。
 - (3) 泉佐野市空き家バンクに登録された中古住宅を購入し居住する者。
 - (4) 泉佐野市空き家バンクに登録された中古住宅を賃借し居住する者。
 - (5) 本市内において、新築されまだ人の居住の用に供したことの無い優良な住宅を購入し居住する者。
- 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は対象者としないものとする。
- (1) この要綱による助成を過去に受けたことがある者。
 - (2) 泉佐野市若年者世帯及び子育て世帯空き家活用定住支援事業による補助を受けたことがある者。
 - (3) 外国籍を有する者で、日本国の在留資格を有しない場合。
 - (4) 高齢者世帯及び子ども世帯に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員を含む者。

(助成対象住宅)

第4条 助成対象住宅は、本市域において新築された住宅（戸建住宅、共同住宅、長屋住宅）並びに泉佐野市空き家バンクに登録された中古住宅及び、新築されまだ人の居住の用に供したことの無い優良な住宅とする。ただし、いずれの住宅であっても、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の2第1項の規定による確認済証が交付されたものとする。

(助成金額)

第5条 助成金額は、泉佐野ポイントカード「さのぼ」（申請者が所持し、署名されたものに限る。）に地域ポイントで250,000ポイント（250,000円分）とする。ただし、第3条第1項第4号による助成対象者は、100,000ポイント（100,000円分）とする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請に必要な書類が整ったのち、助成対象住宅の売買（賃貸借）契約日、若しくは工事請負契約日から2年以内に市長に

申請しなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに助成の可否を決定し、当該申請者に通知するものとする。この場合において、助成金の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができるものとする。

(交付請求)

第8条 申請者は、前条の規定による交付決定を受けたのち、交付請求するものとする。

(助成の取り消し等)

第9条 市長は、申請者が虚偽の内容をもって申請していたことが判明した場合、その他不正な手段を用いたことが判明した場合において、当該交付決定を取り消し、交付した助成金を返還させることができるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から適用するものとする。

この要綱は、平成28年5月1日から適用するものとする。

この要綱は、平成30年5月1日から適用するものとする。

この要綱は、令和2年4月1日から適用するものとする。

この要綱は、令和3年8月1日から適用するものとする。

この要綱は、令和4年4月1日から適用するものとする。

この要綱は、令和5年7月1日から適用するものとする。